

長門地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第6回） （書面開催）

【委員】

長門市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県長門土木建築事務所長

【議事】

- ・規約の改正について
→新たに「流域治水部会」を設置する。
- ・「流域治水」への転換について
→「水防災意識社会」の再構築の取組みをさらに一歩進め、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換を図っていく。
- ・二級水系における「流域治水プロジェクト」の策定について
→今年度の長門地域の対象水系は、三隅川水系、木屋川水系、深川川水系とする。
- ・簡易型水位計、簡易型河川監視カメラの導入について
→令和3年6月から一般公開を開始し、河川監視体制の強化を図る。
- ・ホットラインの拡充について
→令和3年度より、県から市へのホットラインによる伝達事項に、ゲートレスダムの情報を追加する。
- ・治水協定の締結について
→ダムがある水系については、令和2年度中に治水協定の締結を完了した。
- ・避難確保計画の作成について
→関係機関が連携し、引き続き、対象施設への啓発に努めていく。
- ・ハザードマップの利活用について
→的確な避難行動に活かされるよう、各機関が様々な機会を通じて継続的に周知し、認知度の向上や理解の促進に努めていく。
- ・防災学習の促進について
→AR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習講座等により、引き続き防災教育の推進を図る。
- ・取組方針のフォローアップについて
→引き続き目標の達成に向けて取組みを進め、必要に応じてフォローアップを図る

【意見】

- ・規約の改正について、了承する。（長門市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県長門土木建築事務所長）
- ・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（長門市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県長門土木建築事務所長）